

# 業 務 報 告 書

東京都知事 殿

年 月 日から 年 3月 31日までの業務の状況を次のとおり報告いたします。

直近の決算期  
年 月 日 から  
年 月 日 まで

届出者登録番号

東京都知事 ( T ) 第 号

(郵便番号 - )

住 所

電話番号 ( ) -

名 称

代表者名

連絡者 所 属

氏 名

電話番号 ( ) -

(記載上の注意)

「登録番号」の括弧書については、記載を省略することができる。

# 業 務 報 告 書

## 目 次

- 1 貸付金の内容別残高
- 2 業種別貸付残高
- 3 貸付金の金額別内訳
- 4 主な貸付先の状況（貸付残高上位10者）
- 5 貸付金の期間別内訳
- 6 貸付金の金利別内訳
- 7 貸付金の新規契約状況等
- 8 各種団等への加入状況等
- 9 特定非営利活動貸付けを行っている場合の貸付け相手方等の債務総額及び財務状況の定期的な把握、必要に応じた助言又は指導の実施状況
- 10 生活困窮者支援貸付けの状況

### （記載上の注意）

- 1 本報告書は、法の規制を受ける貸付けについて、直近の3月31日時点の計数等を記載する。
- 2 「連絡者」は、業務報告書の作成担当者の所属部署及び氏名を記載する。
- 3 目次に掲げる各表について、該当がない場合も「該当なし」の旨記載して提出する。
- 4 各表の残高の単位（百万円、千円）未満の端数は、特に注記がない限り切り捨てて記載する。このため、各表の残高内訳の合計は「合計」（又は「計」）欄の残高と合致しない場合がある。
- 5 各表の「構成割合」は、合計に対する割合を小数点第3位を切り捨て第2位まで記載する。
- 6 各表中、貸付残高等の実績がない場合は「-」、単位未満の場合は「0」と記載する。
- 7 各表の「件数」は、契約件数を記載する。なお、極度方式貸付けについては、極度方式基本契約に基づく貸付け毎の件数ではなく、極度方式基本契約の件数を記載する。
- 8 各表の「残高」は、貸付当初の元本、極度方式基本契約の極度額ではなく、残元本を記載する。
- 9 「平均約定金利」は、加重平均により小数点第3位を切り捨て第2位までを記載する。  
〔例：無担保貸付残高が55万円、その内訳が18.55%で25万円、17.80%で15万円、9.07%で15万円の場合〕  
→  $(25 \times 18.55\% + 15 \times 17.80\% + 15 \times 9.07\%) \div 55 = 0.1576$  (15.76%)  
なお、算出不能の場合は推定値を記載する。

1 貸付金の内容別残高

貸付内容	件 数		残 高		平均約定金利 (%)
	(件)	構成割合 (%)	(千円)	構成割合 (%)	
特定非営利活動として行われる貸付け					
うち特定非営利活動貸付け					
生活困窮者を支援するための貸付け					
うち生活困窮者支援貸付け					
そ の 他					
合 計		100		100	

(記載上の注意)

- 1 「特定非営利活動として行われる貸付け」及び「生活困窮者を支援するための貸付け」とは、施行規則第5条の3の2第2項第3号に掲げる貸付けをいう。
- 2 「特定非営利活動貸付け」とは、施行規則第1条の2の4第4項の特定非営利活動貸付けをいう。
- 3 「生活困窮者支援貸付け」とは、施行規則第1条の2の4第5項の生活困窮者支援貸付けをいう。

## 2 業種別貸付残高

業種別	先数・残高		残高	
	先数 (件)	構成割合 (%)	(千円)	構成割合 (%)
農業、林業、漁業				
建設業				
製造業				
電気・ガス・熱供給・水道業				
情報通信業				
運輸業、郵便業				
卸売業、小売業				
金融業、保険業				
不動産業、物品賃貸業				
宿泊業、飲食サービス業				
教育、学習支援業				
医療、福祉				
複合サービス事業				
サービス業（他に分類されないもの）				
個人（生活困窮者を除く）				
生活困窮者				
特定非営利活動法人				
その他				
合計		100		100

（記載上の注意）

- 業種別貸付残高は貸付先の主な事業（過去1年間における総売上高のうち割合の最も高いもの）により分類する。
- 業種は、日本標準産業分類により分類する。
- 「生活困窮者」とは、施行規則第1条の2の4第6項に定めるものをいう。
- 「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条の規定に基づき設立された特定非営利活動法人をいう。
- 事業を営む個人顧客については、施行規則第10条の23第1項第4号及び第5号、同規則第10条の28第1項第3号及び第4号に定める契約に係る貸付けについては、事業性があるものとみなし、それぞれの業種別の欄に計上する。また、施行規則第10条の22第1項第4号に掲げる金額を基に算出した法第13条の2第2項に定める基準額の範囲内で契約した貸付けについては「個人」の欄に計上する。
- 「先数」は名寄せした債務者数を記載する。
- 残高合計は、「表1」の残高合計と一致する。

### 3 貸付金の金額別内訳

金額別	件数・残高		件数 (件)	構成割合 (%)	残高 (千円)	構成割合 (%)
10 万円以下						
10 万円超 50 万円以下						
50 " 100 "						
100 " 500 "						
500 " 1,000 "						
1,000 " 5,000 "						
5,000 " 1 億円以下						
1 億円超						
合 計				100		100
1件当たり平均貸付残高						

(記載上の注意)

- 「合計」欄の件数及び残高は、「表1」の合計件数及び合計残高と一致する。
- 「1件当たり平均貸付残高」は、小数点第3位を切捨て第2位までを記載する。例：1.25、0.36等

### 4 主な貸付先の状況（貸付残高上位10者）

	貸付先	態様	件数 (件)	残高 (千円)	約定金利 (%)	貸付先の概要
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
	上位10者計					

(記載上の注意)

態様には「特定非営利対象法人」、「その他企業・団体」、「生活困窮者」、「その他個人」の別を記入す

## 5 貸付金の期間別内訳

期間別	件数・残高		残高	
	件数 (件)	構成割合(%)	(千円)	構成割合(%)
1年以下				
1年超 5年以下				
5 " 10 "				
10 " 15 "				
15 " 20 "				
20 " 25 "				
25年超				
合計		100		100
1件当たり平均約定期間				

(記載上の注意)

- 1 期間は約定期間による。
- 2 「1件当たり平均約定期間」は加重平均により少数点第3位を切り捨て第2位までを記載する。  
 [例：1年以下が2件、1年超5年以下の2年が3件、3年が5件、5年超10年以下の6年が3件、7年が3件の場合]  

$$\rightarrow (1 \times 2 + 2 \times 3 + 3 \times 5 + 6 \times 3 + 7 \times 3) \div (2 + 3 + 5 + 3 + 3) = 3.875 \text{ (3.87年)}$$
 なお、算出不能の場合は推定値を記載する。
- 3 「合計」欄の件数及び残高は、「表1」の合計件数及び合計残高と一致する。

## 6 貸付金の金利別内訳

金利別	件数・残高		残高	
	件数 (件)	構成割合(%)	(千円)	構成割合(%)
2.5%以下				
2.5%超 5.0%以下				
5.0 " 7.5 "				
7.5 "				
合計		100		100

(記載上の注意)

- 「合計」欄の件数及び残高は、「表1」の合計件数及び合計残高と一致する。

## 7 貸付金の新規契約状況等

### (1) 新規契約状況

	件数等(件・%)
新規申込件数	
新規契約件数	
新規契約率	

(記載上の注意)

- 1 新規申込件数は、当該年度の申込件数（既存顧客からの申込件数を含み、貸付条件変更に係るものは除く。）を記載する。
- 2 新規契約件数は、当該年度の契約件数（既存顧客との契約件数を含み、貸付条件変更に係るものは除く。）を記載する。
- 3 新規契約率は、新規契約件数を新規申込件数で除した数字を小数点第3位を切り捨て第2位まで記載する。

### (2-1) 新規貸付状況

	件数等(件・千円)
新規貸付総額	
新規貸付件数	
新規平均貸付額	

(記載上の注意)

- 1 新規貸付総額は、当該年度に行った新規顧客に対する初回貸付の総額を記載する。
- 2 新規貸付件数は、当該年度に行った新規顧客に対する初回貸付の件数を記載する。
- 3 新規平均貸付額は、新規貸付総額を新規貸付件数で除した数字を記載する。
- 4 上記1から3の数字について把握できない場合は、「(2-2) 当該年度の貸付状況」を記載すること（本表(2-1)の記載は不要）。

### (2-2) 当該年度の貸付状況

	件数等(件・千円)
当該年度貸付総額	
当該年度貸付件数	
当該年度平均貸付額	

(記載上の注意)

- 1 貸付総額は、当該年度に行った貸付けの総額を記載する。
- 2 貸付件数は、当該年度に行った貸付けの件数を記載する。
- 3 平均貸付額は、貸付総額を貸付件数で除した数字を記載する。
- 4 「(2-1) 新規貸付状況」を記載した場合には、本表(2-2)の記載は不要とする。

## 8 各種団体等への加入状況

	1 貸金業協会に加盟している
	2 全国NPOバンク連絡会に加盟している
	3 指定信用情報機関に加盟している
(参考) その他加入している団体があればその名称を記載すること	

(記載上の注意)

- 1～3の該当する項目の左の欄に○を記載し、参考についてはその名称を記載すること。

- 9 特定非営利活動貸付けを行っている場合の貸付け相手方等の債務総額及び財務状況の定期的な把握、必要に応じた助言又は指導の実施状況

--

(記載上の注意)

特定非営利活動貸付けを行っている特定非営利金融業者についてのみ記載すること。

- 10 生活困窮者支援貸付けの状況

- (1) アセスメントの実施状況

--

(記載上の注意)

- 1 生活困窮者支援貸付けを行っている特定非営利金融業者についてのみ記載すること。(以下(2)及び(3)も同様)
- 2 「アセスメント」とは施行規則第1条の2の4第5項第1号に定めるものをいう。

- (2) 上記(1)の結果に基く生活再建のための計画を策定するための措置状況

--

- (3) 上記(2)を踏まえた貸付け相手方等の債務状況の把握、必要に応じた助言又は指導の実施状況

--